

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-110366
(P2004-110366A)

(43) 公開日 平成16年4月8日(2004.4.8)

(51) Int.CI.⁷**G06F 17/30****G06F 15/00****G06F 17/60**

F 1

G06F 17/30

17 O Z

テーマコード(参考)

5B075

G06F 17/30

11 O F

5B085

G06F 15/00

33 O B

G06F 17/60

14 O

G06F 17/60

172

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号

特願2002-271586(P2002-271586)

(22) 出願日

平成14年9月18日(2002.9.18)

(71) 出願人 500002401

外越 久丈

東京都港区六本木一丁目5番3号 泉ガーデンレジデンス2502

(74) 代理人 100078776

弁理士 安形 雄三

(74) 代理人 100114269

弁理士 五十嵐 貞喜

(74) 代理人 100093090

弁理士 北野 進

(72) 発明者 外越 久丈

東京都杉並区高井戸東3-15-15-401

F ターム(参考) 5B075 KK43 KK54 KK63 KK66 ND20
PQ02 PQ05 UU08 UU10

最終頁に続く

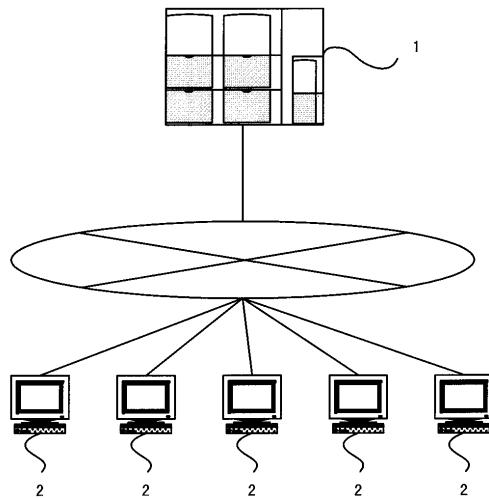
(54) 【発明の名称】名刺認証システム及びその方法

(57) 【要約】

【課題】名刺交換後、ユーザが所有するコンピュータ及び周辺機器を用いるだけで、所定の個人情報を記憶している個人情報管理サーバの個人情報データベースから電子通信手段を介して最新の個人情報を引き出すことができる名刺認証システム及び方法を提供する。

【解決手段】所定の個人情報が記憶された個人情報データベースをもつ個人情報管理サーバと、複数の通信端末とが電子通信手段を介して接続されるシステムにおいて、名刺に表示されたID番号を前記通信端末の入力手段を用いて入力し、前記個人情報管理サーバへと電子通信手段を介して送信することにより、検索手段が、前記ID番号に合致した所定の前記個人情報を前記通信端末へと送信する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

所定の個人情報が記憶された個人情報データベースをもつ個人情報管理サーバと、複数の通信端末とが電子通信手段を介して接続されるシステムにおいて、

前記個人情報管理サーバは、前記電子通信手段を介して送受信が行われる送受信手段と、前記個人情報の検索を行う検索手段とをもち、

前記通信端末は、所定の個人情報の検索入力が行われる入力手段をもつ構成であって、名刺に表示されたID番号を前記通信端末の前記入力手段を用いて入力し、前記個人情報管理サーバへと電子通信手段を介して送信することにより、前記検索手段が、前記ID番号に合致した所定の前記個人情報を前記通信端末へと送信することを特徴とする名刺認証システム。

【請求項 2】

前記個人情報管理サーバはさらに、特定の会員であることを認証する認証手段をもつ請求項1に記載の名刺認証システム。

【請求項 3】

前記個人情報管理サーバはさらに、前記個人情報の変更があった場合に、前記通信端末の入力手段から入力された更新の情報に基づいて、前記個人情報管理サーバ内に前記個人情報の書き換えを行う更新手段をもつ請求項1または2に記載の名刺認証システム。

【請求項 4】

所定の個人情報が記憶された個人情報データベースをもつ個人情報管理サーバと、複数の通信端末とが電子通信手段を介して接続されるシステムとにおける名刺認証方法において、

前記個人情報管理サーバは、電子通信手段を介して送受信が行われる送受信手段と、前記個人情報の検索を行う検索手段とをもち、

前記通信端末は、個人情報の所定の検索入力が行われる入力手段をもつ構成であって、名刺に表示されたID番号を前記通信端末の前記入力手段を用いて入力するステップと、前記個人情報管理サーバへと電子通信手段を介して送信するステップと、前記検索手段が、前記ID番号に合致した所定の前記個人情報を前記通信端末へと送信するステップとをもつことを特徴とする名刺認証方法。

【請求項 5】

さらに、特定の会員であることを認証するステップをもつ請求項4に記載の名刺認証方法。

【請求項 6】

さらに、前記個人情報の変更があった場合に、前記通信端末の入力手段から入力された更新の情報に基づいて、前記個人情報管理サーバ内に前記個人情報の書き換えを行うステップをもつ請求項4または5に記載の名刺認証方法。

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、電子通信手段を用いてアクセス可能な個人情報管理サーバを用いて、名刺に記載されたID番号に基づき、最新の情報を保存、更新及び提供することのできる名刺認証システム及び方法に関する。

【0002】**【従来の技術】**

従来、名刺交換によって得た名刺は、単に、名刺ホルダに保存するか、或は、名刺に記録された氏名、会社名、連絡先等の情報を、コンピュータの入力手段を介して保存するのが一般的であった。

【0003】

しかしながら、名刺交換後、名刺に記載された情報に変更が生じた場合には、変更があった旨の連絡を受けない限り、変更の事実を知ることができない。そのため、名刺に記載さ

10

20

30

40

50

れた連絡先に電話や郵便物の郵送を行っても、異動等によって連絡がとれなかったり、あるいは、変更前の役職名を呼称して、相手先に失礼になったりする等の事態が多く生じていた。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

上記の場合において、変更があった際に新規に名刺をもらうと、一人に対する名刺が複数枚になってしまい、管理が煩雑になってしまう。

【0005】

さらには名刺に記載された情報に関して変更の連絡を受けたとしても、記録媒体等に保存した情報を変更するのに手間がかかるという問題もあった。

10

【0006】

このような事態は無視できず、重要事項の伝達が遅れてしまったり、最悪の場合には連絡がとれないままになってしまうという弊害が生じてしまっていた。

【0007】

本発明は上述のような事情よりなされたものであり、本発明の目的は、名刺交換後、ユーザが所有するコンピュータ及び周辺機器を用いるだけで、所定の個人情報を記憶している個人情報管理サーバの個人情報データベースから電子通信手段を介して最新の個人情報を引き出すことができる名刺認証システム及び方法を提供することを目的とする。

【0008】

【課題を解決するための手段】

本発明は、電子通信手段を用いてアクセス可能な個人情報管理サーバを用いて、名刺に記載されたID番号に基づき、最新の情報を保存、更新及び提供することのできる名刺認証システムに関し、本発明の上記目的は、所定の個人情報が記憶された個人情報データベースをもつ個人情報管理サーバと、複数の通信端末とが電子通信手段を介して接続されるシステムにおいて、前記個人情報管理サーバは、前記電子通信手段を介して送受信が行われる送受信手段と、前記個人情報の検索を行う検索手段とをもち、前記通信端末は、所定の個人情報の検索入力が行われる入力手段をもつ構成であって、名刺に表示されたID番号を前記通信端末の前記入力手段を用いて入力し、前記個人情報管理サーバへと電子通信手段を介して送信することにより、前記検索手段が、前記ID番号に合致した所定の前記個人情報を前記通信端末へと送信することによって達成される。

30

【0009】

また、本発明の上記目的は、前記個人情報管理サーバはさらに、特定の会員であることを認証する認証手段をもつことにより、或は前記個人情報管理サーバはさらに、前記個人情報の変更があった場合に、前記通信端末の入力手段から入力された更新の情報に基づいて、前記個人情報管理サーバ内に前記個人情報の書き換えを行う更新手段をもつことによって、より効果的に達成される。

【0010】

また、本発明の上記目的は、所定の個人情報が記憶された個人情報データベースをもつ個人情報管理サーバと、複数の通信端末とが電子通信手段を介して接続されるシステムにおける名刺認証方法において、前記個人情報管理サーバは、電子通信手段を介して送受信が行われる送受信手段と、前記個人情報の検索を行う検索手段とをもち、前記通信端末は、個人情報の所定の検索入力が行われる入力手段をもつ構成であって、名刺に表示されたID番号を前記通信端末の前記入力手段を用いて入力するステップと、前記個人情報管理サーバへと電子通信手段を介して送信するステップと、前記検索手段が、前記ID番号に合致した所定の前記個人情報を前記通信端末へと送信するステップとをもつことによって達成される。

40

【0011】

また、本発明の上記目的は、さらに、特定の会員であることを認証するステップをもつにより、或はさらに、前記個人情報の変更があった場合に、前記通信端末の入力手段から入力された更新の情報に基づいて、前記個人情報管理サーバ内に前記個人情報の書き換えを

50

行うステップをもつことによって、より効果的に達成される。

【0012】

【発明の実施の形態】

以下、図面に基づいて、本発明の実施例を説明する。

【0013】

図1は、本発明を構成する名刺認証システムの構成図である。

【0014】

本発明である名刺認証システムは、各ユーザが所有する通信端末2と、電子通信手段を介して接続される、各ユーザの所定の個人情報を管理する個人情報管理サーバ1とから構成されている。

10

【0015】

図2は、本発明の個人情報管理サーバ1内の構成図である。

【0016】

個人情報管理サーバ1は、ユーザの所定の個人情報が記憶された個人情報データベース3と、ユーザが正当であることを認証する認証手段4と、ユーザからの検索情報に基づいて、個人情報データベース3を検索する検索手段5と、ユーザの更新された所定の個人情報を個人情報データベース3に対して記憶を行う更新手段6と、ユーザの所有する通信端末2よりもたらされる認証情報を受信、また検索された個人情報を送信するサーバ側送受信手段7とをもつ構成である。

20

【0017】

図3は、本発明の通信端末2の構成図である。

【0018】

通信端末2には、所定の個人情報の検索情報を入力する入力手段8と、検索情報等を電子通信手段を介して個人情報管理サーバ1に対して送信し、また個人情報管理サーバ1からもたらされる個人情報を受信するユーザ側送受信手段9と、個人情報管理サーバ1からもたらされた個人情報等を表示する表示手段10と、検索した条件や検索後の個人情報を記憶するユーザ記憶手段11をもつ構成である。

30

【0019】

図4は、ユーザが個人情報データベース3に対して所定の個人情報を記憶する際のフローチャートである。

【0020】

まず、本システムを利用したいユーザは、本システムに対して会員登録を行う必要がある。会員登録は、通信端末2を用いて電子通信手段を介して個人情報管理サーバ1へと所定の個人情報を送信することにより行われる。

【0021】

新規登録（ステップS101）は、通信端末2より電子通信手段を介して個人情報管理サーバ1へと、会員登録したい旨の入力を入力手段8を用いて通信端末2へと入力し、入力された登録したい旨をユーザ側送受信手段9を用いて送信することで開始される。

40

【0022】

個人情報管理サーバ1は、通信端末2に対して所定の個人情報の入力を求め、それを通信端末2にある表示手段10を用いて閲覧しながら、所定の個人情報を入力手段8を用いて入力を行う（ステップS102）。所定の個人情報とは、名刺に記載される、氏名、会社名、電話番号、内線番号、会社住所、携帯番号等の情報である。

【0023】

通信端末2に対して入力された個人情報は、ユーザ側送受信手段9より電子通信手段を介して個人情報管理サーバ1へと送信され、サーバ側送受信手段7によって受信がなされた後、個人情報データベース3へと該情報は記憶がされる（ステップS103）。適正に記憶がなされると、登録がされたものとして、個人情報管理サーバ1は認証ID、認証パスワードの発行を行う（ステップS104）。

【0024】

50

認証ＩＤ、認証パスワードは複数種類が発行される。本システムにログインするためのログインＩＤ及びログインパスワード、個人情報の更新用の更新ＩＤおよび更新パスワード、名刺に記載され、他人が自分の個人情報を閲覧するための閲覧ＩＤ、閲覧パスワード等である。

【0025】

発行されたＩＤ、パスワードは、サーバ側送受信手段7を介して通信端末2へと送信され、通信端末2の表示手段10を介してユーザが確認することができる。また、これらＩＤ、パスワードはユーザ記憶手段11に記憶され（ステップS105）その後の本システムの使用で、読み出して利用することが可能である。

【0026】

図5は、ユーザが個人情報データベース3に対して所定の個人情報を更新する際のフローチャートである。

【0027】

ユーザはまず本システムにログインするために、システム新規登録時に発行されたログインＩＤおよびログインパスワードの入力を、通信端末2の入力手段8より入力を行い、ユーザ側送受信手段9より電子通信手段を介して個人情報管理サーバ1へと送信を行う。受信した個人情報管理サーバ1ではログインＩＤ及びログインパスワードが正しいか否かの認証が認証手段4によって行われ、特定の会員であるか否かが認証される（ステップS201）。

【0028】

その後、さらに更新ＩＤ及び更新パスワードの入力が通信端末2の入力手段8から行われ、ユーザ側送受信手段9により電子通信手段を介して個人情報管理サーバ1へと送信される。受信した個人情報管理サーバ1では更新ＩＤ及び更新パスワードが正しいか否かの認証が、認証手段4によって行われる（ステップS202）。なお、両ＩＤ及びパスワードの入力は、入力手段8を用いずにユーザ記憶手段11に記憶されたＩＤ及びパスワードを読み出して利用することも可能である。

【0029】

認証終了後、ユーザの個人情報を更新することが可能となる（ステップS203）。現在個人情報データベース3に記憶されているユーザの個人情報は読み出され、通信端末2の表示手段10に表示される。それを参照しながらユーザは通信端末2の入力手段8を用いて更新されるユーザの個人情報を入力し（ステップS204）、入力後、通信端末2の通信側送受信手段を用いて個人情報管理サーバ1へと送信される。

【0030】

更新された個人情報を受信した個人情報管理サーバ1では、更新手段6がその個人情報を個人情報データベース3に対して記憶し（ステップS205）、更新は終了する。

【0031】

この時、メール機能等を用いて予め指定したメールアドレスに個人情報管理サーバから変更を通知することもできる。

【0032】

図6は、ユーザが個人情報データベース3に対して所定の個人情報を検索する際のフローチャートである。

【0033】

ユーザが相手の個人情報を検索する場合には、まず、本システムへとログインＩＤログインパスワードを通信端末2の入力手段8から入力し、ユーザ側送受信手段9を用いて電子通信手段を介して個人情報管理サーバ1へと送信される。個人情報管理サーバ1では、認証手段4を用いて認証を行い（ステップS301）、特定の会員であるか否かの認証が行われる。

【0034】

正規のユーザである場合には、その後、検索したい相手の閲覧ＩＤ及びパスワードの入力が要求される（ステップS302）。ユーザは、その相手の名刺表面に記載された閲覧Ｉ

10

20

30

40

50

D及び、閲覧パスワードを参照して入力することにより(ステップS303)、この検索入力に基づいて、個人情報管理サーバ1内の検索手段5が個人情報データベース3を検索し(ステップS304)、認証手段4による閲覧パスワードの認証後(ステップS305)、個人情報データ更新されていれば、その更新された個人情報を閲覧することができる(ステップS306)。

【0035】

なお、検索された個人情報は、ユーザ記憶部に記憶を行うことにより必要な個人情報を通信端末2にも保存しておくことが可能である。

【0036】

【発明の効果】10

以上のように、本発明に係る名刺認証システム及びその方法によれば、名刺に記載されている情報に基づいて、電子通信手段を介して個人情報管理サーバ内に保存されている個人情報を得ることができる。これにより、個人情報の検索や管理が容易に行うことが可能となり、社名変更や住所移転、電話番号の変更があった場合でも相手の連絡先を知ることができる。

【0037】

さらには、電子通信手段をもちいることから、更新された情報の記載された名刺をもらう必要がない。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る名刺認証システムの構成図である。20

【図2】本発明に係る個人情報管理サーバ内の構成図である。

【図3】本発明に係る通信端末の構成図である。

【図4】本発明に係るユーザが個人情報データベースに対して所定の個人情報を記憶する際のフローチャートである。

【図5】本発明に係るユーザが個人情報データベースに対して所定の個人情報を更新する際のフローチャートである。

【図6】本発明に係るユーザが個人情報データベースに対して所定の個人情報を検索する際のフローチャートである。

【符号の簡単な説明】

1 個人情報管理サーバ30

2 通信端末

3 個人情報データベース

4 認証手段

5 検索手段

6 更新手段

7 サーバ側送受信手段

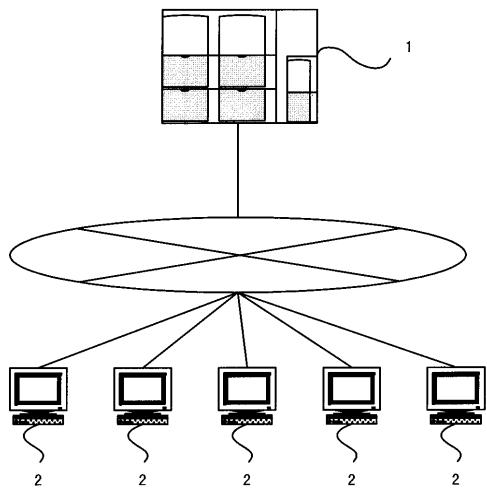
8 入力手段

9 ユーザ側送受信手段

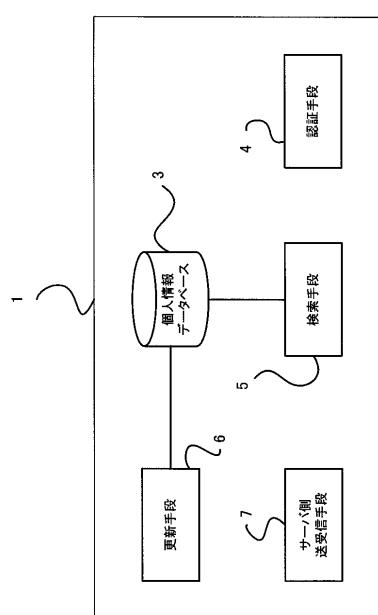
10 表示手段

11 ユーザ記憶手段40

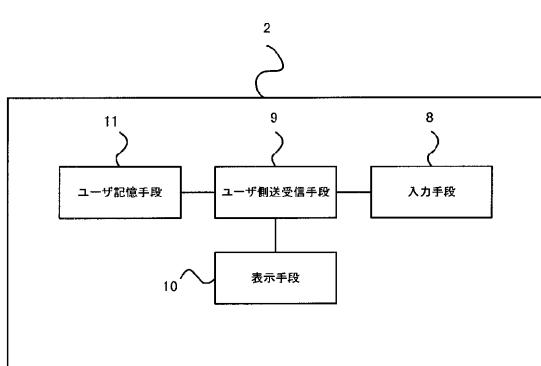
【図1】



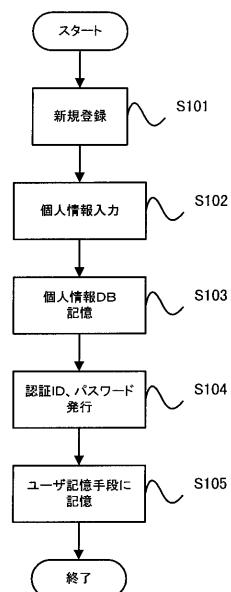
【図2】



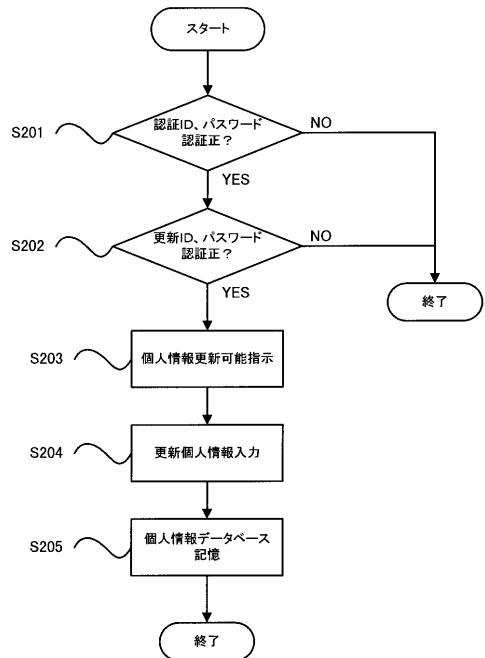
【図3】



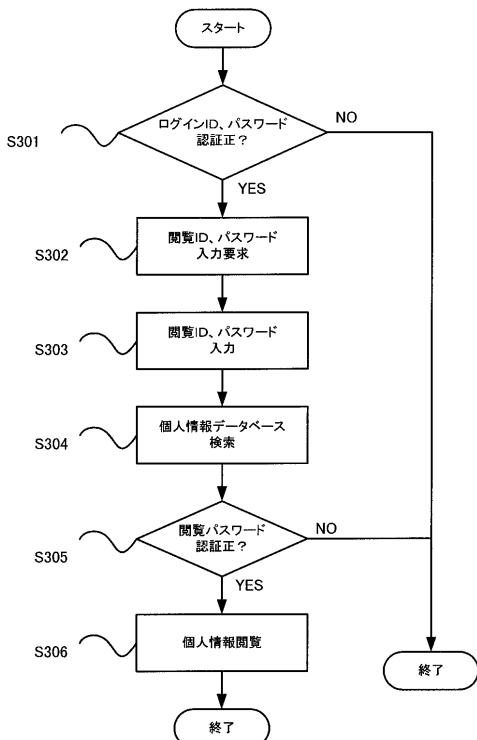
【図4】



【図5】



【図6】



フロントページの続き

F ターム(参考) 5B085 AA08 AE02 AE03 BA06 BC01 BG02 BG03 BG04